

「家康公の遺産」PR ロゴマーク申請ガイドライン

1 趣旨

2023年の大河ドラマ「どうする家康」が放送されることをきっかけに富士宮市の歴史、文化の伝承と誘客活動及び富士宮市の魅力を全国、世界に向け情報発信をするためにロゴマークを制作しました。

ロゴマークの使用の際は、以下のガイドラインに沿って申請をお願いいたします。

2 申込方法

- (1) 家康公の遺産 PR ロゴマーク使用申請書（第1号様式）を市ホームページ、電子申請又は富士宮市観光課窓口にて入手してください。
- (2) 使用申請書に必要な事項を記入し、窓口、郵送又は電子申請で富士宮市観光課へ提出してください。
※申請書中の申請者のメールアドレス欄は必ずご記入ください。承認された場合、ロゴマークのデータの送付先となります。
- (3) ロゴマークの使用に対する使用料については、無料とします。
- (4) 申請書は1つの商品につき1枚必要です。商品が複数の場合はお手数ですが、申請する商品数分の申請書をご提出ください。
- (5) どのように使用するのかわかる書類を必ず添付してください。また、デザインが修正可能な段階で申請をしてください。
(例) パッケージ（案、イメージ）、レイアウト、原稿
- (6) 「家康公の遺産」PR ロゴマークデザインマニュアルに基づいた内容で申請をしてください。

3 使用期間

ロゴマークの使用開始日は承認通知日とし、使用終了日は設けません。（承認の取消があった場合を除く。）

4 使用申請書の審査

使用申請書が提出され次第、内容を審査します。審査期間は、通常1週間程度です（申請の混み具合により、さらにかかる場合があります）。

5 使用承認

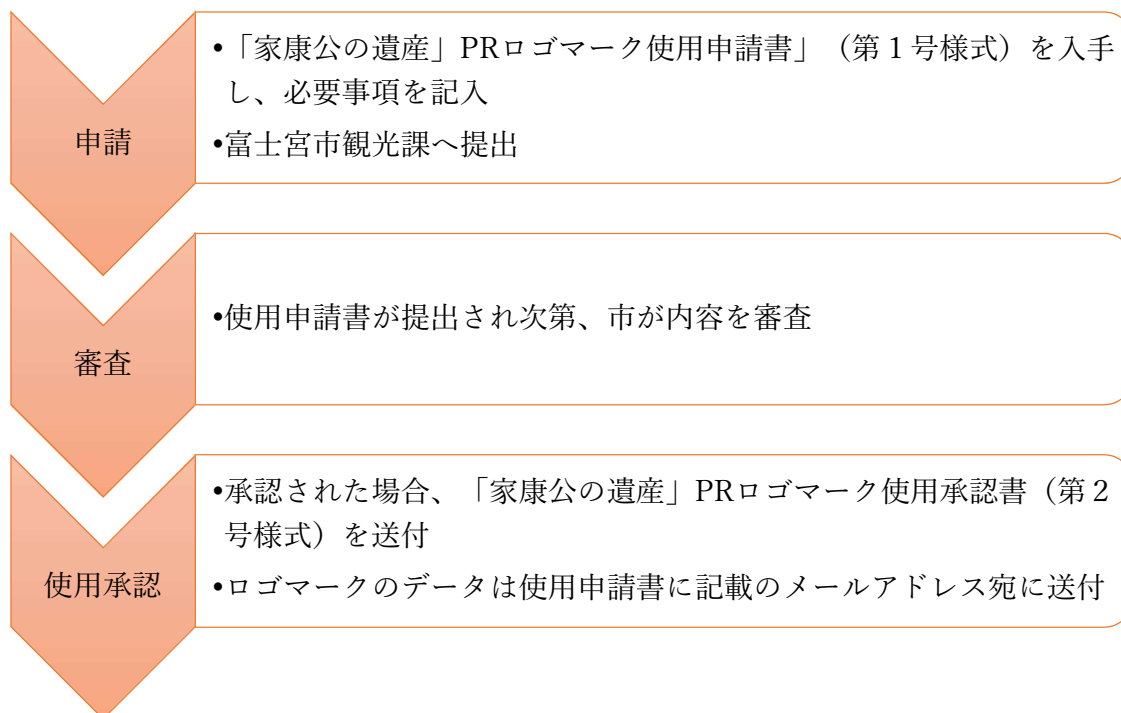
- (1) 審査後、承認された場合は使用承認書を送付します。
- (2) 使用するロゴマークのデータは、使用申請書に記載のメールアドレス宛に送付します。

6 市ホームページ

トップページ→観光→大河ドラマ「どうする家康」

<http://www.city.fujinomiya.lg.jp/kankou/visuf80000023m1c.html>

「家康公の遺産」PR ロゴマーク申請から承認までの流れ



注1 デザインが修正可能な段階で申請をしてください。

注2 審査には通常1週間程度かかります（余裕のある申請をお願いいたします）。

<お問い合わせ先>

富士宮市産業振興部観光課

TEL 0544-22-1155

FAX 0544-22-1385